

第4節 賃金、労働時間の動向

2008年秋のリーマンショックの影響により、極めて大きな経済収縮に直面した日本経済は、2009年以降は景気回復の動きが表れていたが、2011年3月の東日本大震災により再び生産活動が落ち込んだ。

こうした中、賃金の動きをみると、2011年の現金給与総額は2年ぶりに減少し、所定内給与は6年連続で減少した。労働時間については、総実労働時間、所定内労働時間は2年ぶりに減少し、震災後に減少した所定外労働時間は、7～9月期から再び増加した。

(2011年の現金給与総額は再び弱い動き)

第12表により、現金給与総額の動きをみると、2007年から3年連続前年比で減少した後、2010年には増加に転じたが、2011年では0.2%減と再び弱い動きとなっている。

その内訳である所定内給与、所定外給与、特別給与の動きをみると、所定内給与は2011年で0.5%減と、減少は6年連続となった。所定外給与は2010年に増加に転じたが、2011年4～6月期の所定外労働時間の減少を受け減少となったこともあり、2011年では0.8%増と伸びが鈍化した。特別給与も2011年で0.6%増と伸びが鈍化している。

(所定内給与の減少要因)

第13図により、所定内給与の変化率を、一般労働者の給与、パートタイム労働者の給与、パートタイム労働者構成比の寄与に分けてみると、引き続き相対的に賃金水準の低いパートタイム労働者の構成比の上昇による減少寄与が大きくなっている。

2011年に入ると、パートタイム労働者の構成比の上昇に加え、一般労働者の給与の減少も所定内給与の減少要因となった。

(2011年は総実労働時間、所定内労働時間ともに減少)

第14表により、総実労働時間の動きをみると、2007年から2009年にかけて3年連続で減少した後、2010年には増加に転じたが、2011年は総実労働時間が前年比0.2%減、所定内労働時間は同0.3%減と再び減少した。

(所定外労働時間は震災の影響で一時的に減少)

所定外労働時間は、景気の動向に影響を受けて変動する傾向がある。

第14表をみると、所定外労働時間は2009年の前年比14.9%減から2010年には同10.1%増と増加に転じたが、2011年は前年比1.0%増と伸びが鈍化した。四半期でみると、2010年1～3月期から増加が続いていたが、増加幅は徐々に縮小し、2011年4～6月期には東日本大震災の影響もあり、前年同期比1.1%減と一時的に減少した。7～9月期からは再び弱い動きで増加が続いている。

一方、生産・残業時間の推移では、製造業の所定外労働時間（事業所規模5人以上・季節調整値）は、2008年10月以降、鉱工業生産指数の低下とともに2009年3月まで急激に減少し、前回の景気後退期の谷である2002年1月を大きく下回り、1990年代のバブル崩壊後の最低水準をも下回る水準となった。その後、生産の回復に伴って2009年4月から増加を続けていたが、2010年に入り横ばいで推移してきた。2011年3月には、東日本大震災による生産活動の落ち込みの影響により、製造業の所定外労働時間も落ち込んだ。景気の先行きや雇用情勢の影響が懸念される中で、生産の動向とともに所定外労働時間の動きにも注視していく必要がある。

第12表 内訳別賃金の推移

2011年の現金給与総額は2年ぶりに減少し、所定内給与は6年連続で減少。

(単位 円、%)

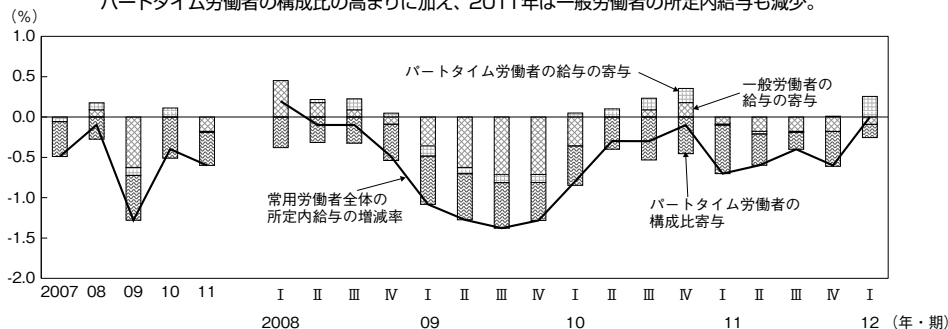
年・期	現金給与総額			きまって支給する給与			特別給与	実質賃金
	(一般労働者)	(パートタイム労働者)		所定内給与	所定外給与			
2006	335,774	417,933	95,232	272,614	252,809	19,805	63,160	
07	330,313	413,342	95,209	269,508	249,755	19,753	60,805	
08	331,300	414,449	95,873	270,511	251,068	19,443	60,789	
09	315,294	398,101	94,783	262,357	245,687	16,670	52,937	
10	317,321	402,730	95,790	263,245	245,038	18,207	54,076	
11	316,792	403,563	95,645	262,373	244,001	18,372	54,419	
前年比								
2006	0.3	0.3	0.7	0.0	-0.3	2.6	1.5	0.0
07	-1.0	-0.4	-0.7	-0.5	-0.5	0.4	-3.4	-1.1
08	-0.3	0.0	1.0	-0.2	-0.1	-2.2	-0.4	-1.8
09	-3.9	-3.4	-1.5	-2.2	-1.3	-13.5	-11.8	-2.6
10	0.5	1.0	1.1	0.3	-0.4	9.1	1.9	1.3
11	-0.2	0.1	-0.1	-0.4	-0.5	0.8	0.6	0.1
前年同期比								
2010	-0.1	0.4	0.4	-0.2	-0.7	7.6	5.2	0.7
II	1.2	1.7	1.1	0.4	-0.2	11.9	4.8	2.0
III	0.9	1.4	1.6	0.4	-0.2	11.0	3.2	2.0
IV	0.1	0.5	1.5	0.3	-0.1	6.3	-0.5	0.4
11	0.0	0.6	0.1	-0.4	-0.7	3.1	12.9	0.6
II	-0.6	-0.2	-0.6	-0.6	-0.6	-1.5	-0.1	0.0
III	-0.4	-0.2	-0.1	-0.3	-0.4	-0.5	-0.3	-0.6
IV	-0.1	0.2	0.3	-0.2	-0.5	2.1	0.3	0.3
12	0.0	0.1	2.5	0.3	0.0	3.8	-7.6	-0.4

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上。
2) 前年比などの増減率は調査対象事業所の抽出替えに伴うギャップ等を修正した値。

第13図 所定内給与の増減要因(前年同期比)

パートタイム労働者の構成比の高まりに加え、2011年は一般労働者の所定内給与も減少。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて試算

- (注) 1) 一般労働者とパートタイム労働者の双方を含む常用労働者全体の所定内給与の増減率に対し、一般労働者の所定内給与の増減、パートタイム労働者の所定内給与の増減、一般労働者とパートタイム労働者の構成比の変化の3つの要素が与えた影響の度合いを示したものである。具体的な要因分解の方法は、次式による。

$$\frac{\Delta \bar{W}}{\bar{W}} = \underbrace{\frac{\Delta W_n}{\bar{W}}(1-r)}_{\text{一般の給与寄与}} + \underbrace{\frac{(1-r-\Delta r)}{\bar{W}}}_{\text{パートの給与寄与}} + \underbrace{\frac{\Delta r}{\bar{W}} \frac{W_p}{W}}_{\text{パートタイム労働者の構成比寄与}} + \frac{\Delta W_p(r+\Delta r)}{\bar{W}} + \frac{\Delta r(W_p+(W_p+\Delta W_p) - W_n - (W_n+\Delta W_n))}{2\bar{W}}$$

W: 所定内給与

(nは労働者計、添字nは一般労働者、pはパートタイム労働者、Δは対前年同期からの増減を示す)

r: パートタイム労働者の構成比

- 2) 調査産業計、事業所規模5人以上。
3) 常用労働者全体、一般労働者、パートタイム労働者のそれぞれについて、所定内給与指数に基準数値を乗じて所定内給与の時系列接続が可能となるように修正した実数値を算出し、これらの数値をもとにパートタイム労働者構成比を推計している。

第14表 内訳別労働時間の推移

2011年の総実労働時間、所定内労働時間は、2年ぶりに減少し、4~6月期に減少した所定外労働時間は、7~9月期から再び増加。

(単位 時間、%)

年・期	総実労働時間			
	(一般労働者)	(パートタイム労働者)	所定内労働時間	所定外労働時間
2006年	150.9	170.1	94.8	140.2
07	150.7	170.6	94.0	139.7
08	149.3	169.3	92.6	138.6
09	144.4	164.7	90.2	135.2
10	146.2	167.4	91.3	136.2
11	145.6	167.2	90.8	135.6
前年比				
2006年	0.5	0.7	-0.3	0.3
07	-0.7	0.0	-1.9	-0.8
08	-1.2	-0.9	-1.7	-1.1
09	-2.8	-2.5	-2.3	-1.8
10	1.5	1.8	-1.3	0.8
11	-0.2	-0.1	-0.3	-0.3
前年同期比				
2010	1.7	2.2	0.4	1.1
II	1.3	1.7	1.3	0.7
III	1.4	1.7	1.6	0.8
IV	1.3	1.5	1.9	0.9
11	-0.5	-0.2	-0.1	-0.7
II	-0.5	-0.4	-0.7	-0.5
III	-0.2	0.1	-0.4	-0.2
IV	0.1	0.3	-0.3	0.0
12	1.6	1.7	2.3	1.7

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上。
2) 前年比などの増減率は調査対象事業所の抽出替えに伴うギャップ等を修正した値。